

# 生活に安らぎのあるまち【安全・安心】

【大項目】災害等に強いまちをつくる

【現状と課題】

これまでの想定を大きく上回る被害をもたらした東日本大震災の発生を機に、国をはじめ、全国の自治体で地震による被害の想定や危機管理体制の見直しが進められています。また、気候変動による台風の大型化や局地的豪雨が頻発しており、水害や土砂災害の増加も懸念されることから、効果的な浸水対策が求められています。

松山市においても、自然災害をはじめとするあらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応するため、平成24年3月に「松山市危機管理指針」及び「松山市危機事象対処計画」を策定し、全庁的な危機管理体制を構築して避難・備蓄対策を推進するとともに、庁内だけではなく、国や県、周辺市町や防災関係機関、民間団体等と、医療救護に関する協定や各種災害協定を締結し、各組織との連携強化や円滑な救助・救護体制の整備を図ってきました。さらに、災害時の避難所となる小中学校をはじめ、市営住宅や上下水道施設を含めた市有施設の耐震化を計画的に進めています。

浸水対策については、平成13年6月の集中豪雨で特に被害が大きかった10地区を重点地区と位置づけ、雨水幹線や雨水排水ポンプ場の整備に取り組んできたほか、平成23年度からは、局地的な集中豪雨時の浸水想定区域や避難情報などを記載した内水ハザードマップを作成し、市民に情報を提供することで、防災意識の向上に取り組んでいます。が、このような取り組みを重点地区以外の浸水地域においても推進していく必要があります。

## 資料2

また、東日本大震災では、行政だけによる大規模災害への対応の限界も浮き彫りになりました。今後、東南海・南海地震の発生も危惧される中、市民一人ひとりが災害に備えるとともに、自主防災組織やNPOなどが活動することにより、自分たちの地域を自分たちで守る、いわゆる「自助・共助・公助」という考え方が必要不可欠になっています。

松山市では、自主防災組織の組織率が100%で、平成17年度から養成している防災士数は全国一となるなど、地域における防災の基盤づくりを進めてきました。また、一般市民を対象とした応急手当普及員の養成や多様な防災訓練にも取り組み、市民の防災意識の向上を図っています。しかし、家庭では、災害時の非常持ち出し品の準備や災害に関する家族会議を行っている市民は3割程度、地震に備えて家具を固定している市民は2割程度であり、今後ますますの防災意識の啓発に取り組んでいく必要があります。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組
災害対策等の推進	危機管理体制の強化	危機事象に応じた体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月に策定した「松山市危機管理指針」及び「松山市危機事象対処計画」に基づき、関係課で作成している危機事象ごとのマニュアルの必要に応じた見直し</li> <li>上記マニュアルにない危機事象についての新たなマニュアル作成</li> </ul>	<p>災害や武力攻撃事態等については災害対策基本法や国民保護法で担保されており、いずれの自治体でも対応体制が整備されている。しかし、その他の危機事象については対応体制等が法制化されておらず、大半の自治体において危機事象発生時の全庁的な連絡体制が整備されていない。また、危機事象によっては所管課が明確化されていないため、対処に時間を要している。本市においては危機事象から市民の生命、身体及び財産を守るため、「松山市危機管理指針」及び「松山市危機事象対処計画」に基づき、全庁的な対応体制を構築する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危機管理体制の強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル整備による庁内体制の強化</li> <li>・災害現場対応車両の配備</li> <li>・被災者支援システムの構築</li> </ul> </li> <li>○各種計画の策定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防計画等の見直し</li> <li>・防災会議等各種会議の開催及び参加</li> </ul> </li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府から発表される新たな南海トラフ巨大地震の震度・津波高や浸水域、被害想定などを考慮し、また、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正事項と同期をとりながら、本市の地域防災計画の修正</li> </ul>	<p>先の東日本大震災を受け、国や県が発表する新たな被害想定を基に本市の予防対策や応急対策を計画推進する必要がある。</p> <p>国の防災基本計画及び県地域防災計画の修正に合わせて、本市の災害対策の基軸となる市地域防災計画を修正し、災害対応力の向上を図る必要がある。</p>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>震災対策拠点の整備</li> <li>危機管理体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。</li> <li>地震などの災害時においても、飲料用だけでなく、命を守るさまざまな活動のために必要である水道水は確保されていなければならない。</li> <li>そのためには、南海地震等を踏まえた災害に対応できる拠点や体制を整備(用地や資機材等の確保)しなければならない。また、併せて、危機管理行動マニュアルを整備し、実情に合わせて改訂していく必要がある。</li> </ul>	
		避難・備蓄対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難場所の整備及び避難場所への速やかな誘導を実現するための標識等の整備</li> <li>被災市民の生活安定に向けた備蓄物資の整備や、災害時の応急活動を実施する施設及び資機材の整備</li> </ul>	<p>現在、南海地震発生時の本市の最大避難者数10万人に対する食糧10万食(公的備蓄6万食+流通備蓄4万食)の食料や飲料水、毛布、日用品等の備蓄を計画的に整備している。</p> <p>今後、国や県により発表される新たな被害想定に対応する備蓄物資の整備を進める必要がある。</p> <p>内閣府から発表された新たな津波想定や、近年多発しているゲリラ豪雨等の風水害時の活動に必要な資機材等を配備し、市民生活の安定確保に努める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害用物資資機材の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水、日用品等の備蓄</li> </ul> </li> <li>○津波避難対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・標高マップシステム作成</li> </ul> </li> </ul>
研修・訓練を通じた職員の危機管理意識向上	研修・訓練を通じた職員の危機管理意識向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管課と協働で危機事象ごとに研修・訓練を行うことによる職員の危機管理意識の向上</li> </ul>	<p>災害や武力攻撃事態等については災害対策基本法や国民保護法で担保されており、いずれの自治体でも対応体制が整備されている。しかし、その他の危機事象については対応体制等が法制化されておらず、大半の自治体において危機事象発生時の全庁的な連絡体制が整備されていない。また、危機事象によっては所管課が明確化されていないため、対処に時間を要している。本市においては危機事象から市民の生命、身体及び財産を守るため、「松山市危機管理指針」及び「松山市危機事象対処計画」に基づき、全庁的な対応体制を構築する必要がある。</p> <p>様々な災害や危機事象に対処するために研修や訓練等を通して危機管理能力の向上を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時対応訓練、危機管理研修会等の実施</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時対応訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。</li> <li>地震などの災害時には、迅速に応急給水や応急復旧をする必要がある。このため、研修・訓練を通して、職員のスキルアップを図る必要がある。</li> </ul>		

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組
災害対策等の推進	市有施設の耐震化	上下水道施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要施設、基幹管路の耐震化</li> <li>・重要施設への給水ルートの確保</li> <li>・応急給水拠点の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年6月に厚生労働省から示された「水道ビジョン」(平成20年7月改訂)の「災害対策等の充実に係る方策」では、基幹施設や基幹管路の耐震化が施策目標に掲げられ、水道施設の耐震化の重要性が示されている。特に、東海地震対策強化地域及び東南海・南海地震対策推進地域においては早期達成が求められている。(本市は南海地震対策推進地域に指定されている)</li> <li>・平成20年3月に、厚生労働省から「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布され、水道施設が備えるべき耐震性能が明らかにされるとともに、現に設置されている水道施設についても適切な耐震性能を備えるよう、計画的な整備が求められている。</li> <li>・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。</li> </ul>	○上下水道施設の耐震化
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道総合地震対策事業に基づく「下水道総合地震対策計画」を策定し、既存施設の耐震化工事を実施するとともに避難所にマンホールトイレを整備</li> <li>・合流管渠の長寿命化に合わせた耐震化工事を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は「東南海・南海地震防災対策推進地域」に該当しており、平成9年に改正された「耐震対策指針」に基づき、新設する管渠や処理場及びポンプ場の土木施設の耐震化に取り組んでいる。</li> <li>・平成9年度以前に整備された施設については、平成20～24年度の5ヶ年で、国の「下水道地震対策緊急整備事業」に基づく計画を策定し、計画的に耐震化を進めてきた。</li> <li>・平成25年度からは、引き続き国の地震対策補助メニューである「下水道総合地震対策事業」に基づく計画を策定し、計画的に既存施設の耐震化を進めていく必要がある。</li> </ul>	
	道路・橋梁の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要度・緊急度を勘案した優先対策路線の順位設定を行った上で、耐震診断及び耐震改修を実施することにより、建設コストの縮減・平準化を図りながら、道路・橋梁の効率的な耐震化を計画的に推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道に関するこれまでの耐震化対策としては、緊急輸送路に指定されている松山環状線の橋梁について、耐震診断・補強工事を実施しましたが、東日本大震災を受け、国の道路・橋梁に関する耐震基準の見直しが見込まれ、また、近い将来発生が懸念される東南海・南海地震に関する防災対策を図る観点からも、住民が安全に避難地等へ到達できるとともに、支援物資や復旧資材が速やかに輸送できるよう、市道で主要避難路や緊急輸送路に指定されている路線について、重要度や緊急度を勘案した効率的な耐震化を図り、災害に強い道路とする必要がある。</li> </ul>	○道路・橋梁の耐震化	
	小中学校の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年1月に「松山市学校施設耐震化推進計画」を策定し、平成20年度に災害の避難場所となる体育館耐震化事業を完了、引き続き第1次 学校校舎緊急耐震化事業を推進</li> <li>・平成22年12月に第2次 学校校舎耐震化事業計画を策定し、平成23年度から着手し、平成33年度までの11年間で全ての学校施設を耐震化</li> <li>・地域住民が学校施設を安心して利用するための支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校施設は、多くの児童生徒等が1日の大半を過ごす学習・生活等の場であるとともに、地域住民にとっては交流等を行う場として最も身近な公共施設であるといえる。また、更には、地震等の災害発生時に地域住民の応急な避難場所として役割を果たすことも求められ、そのような公立学校施設は、耐震性の確保が非常に重要であり、安全・安心なものでなくてはならない。このため、学校施設を利用する児童生徒や教職員、地域住民らが普段から安心して利用できるよう、また、今後、高い確率で発生が予想される南海地震等の災害から人命を守ることはもちろん、避難場所の確保を確実なものとし、被災後の混乱を最小限にとどめるよう、学校施設の耐震化を計画的に実施する必要がある。</li> </ul>	○小中学校の耐震化	
市営住宅の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化年次計画に基づき、耐震・外壁改修工事を計画的・抜本的に実施することによる耐震化率90%(注:1)の達成</li> </ul> <p>(注:1)平成18年1月26日施行の「改正耐震改修促進法」より、平成27年度までに住宅の耐震化を90%へ、との目標が示された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断等調査結果により、市営住宅で耐震補強が必要な団地は6か所であることが判明した。一方、「耐震改修促進法」の改正により、住宅の耐震化を90%へ、との目標が設定されたほか、住民の安全安心を守るため、緊急性が高い団地から随時耐震補強工事を行う必要がある。</li> </ul>	○市営住宅の耐震化		

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組
災害対策等の推進	市有施設の耐震化	その他の施設の耐震化	<p>(支所耐震診断事業) 社会資本整備総合交付金を活用し、23～25年度の3ヶ年で実施し、利用者の安全を確保するとともに、各支所において、災害時における地域活動拠点としての市民に対する正確な情報伝達と、円滑な支援体制を構築</p> <p>(久谷支所耐震改修事業) 久谷支所の耐震化・トイレのバリアフリー化などの改修工事を行い、災害時の地域活動拠点となる支所の安全性・機能性を確保</p>	<p>(支所耐震診断事業) 昭和56年6月以前の旧耐震診断基準で建築されており、耐震診断が未実施の8支所を実施する必要がある。</p> <p>・23年度4支所の耐震診断を実施し、耐震補強の必要性なし。 生石(S.49) 余土(S.47) 湯山(S.48) 垣生(S.48)</p> <p>実施予定 (24年度) 石井(S.52 1F 810㎡) (25年度) 味生(S.50 2F 200㎡) 堀江(S.49 2F 199㎡) 潮見(S.53 2F 200㎡)</p> <p>(久谷支所耐震改修事業) 建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条の規定による特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に基づき、耐震診断を実施した結果、地震発生時に地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する恐れがあるため、耐震補強の必要があると診断された。</p> <p>〈建築年・規模等〉 (24年度実施) 久谷支所、荏原公民館(S.42 3F 1,336㎡) 支所面積 32.6%</p>	○支所・公民館・保育所等の耐震化
			・北条支所の耐震工事と老朽設備の改修工事を行うことにより、庁舎の安全性・機能性を確保	・平成17年度に北条支所耐震診断調査を実施した結果、北条支所新館については、地震発生時に地震の震動及び衝撃により倒壊又は崩壊の恐れがあると診断された。また、北条支所旧館はコンクリート強度が少なく診断基準の適用外となり取り壊すこととなっていた。 ・北条支所新館は、築32年経過しており、経年劣化により電気や空調設備の改修及び外壁・屋上防水の大規模改修が必要な状況である。 (参考) 北条支所(旧館):昭和29年竣工、延べ床面積1,183㎡ 北条支所(新館):昭和55年竣工、延べ床面積2,056㎡	
			・中島支所の耐震工事及び老朽設備の改修や、アスベスト除去を行うことにより、庁舎の安全性・機能性を確保	・平成17年度に中島支所耐震診断調査を実施した結果、地震発生時に地震の震動及び衝撃により倒壊又は崩壊の恐れがあると診断された。 ・中島支所は、築37年経過しており、経年劣化により大規模改修が必要な状況である。 (参考) 中島支所:昭和50年竣工、延べ床面積2,290㎡	
			・市内に22箇所(平成23年4月1日現在)残る旧耐震基準かつ2階建てのポンプ蔵置所を年に2箇所程度、概ね10年計画で計画的に建て替え	大規模災害時における地域の災害対応拠点施設となる消防団ポンプ蔵置所は市内に112箇所あるが、その内39箇所が昭和56年以前の旧耐震基準のもので、更にその内22箇所は、巨大地震動による耐震安全性が確保されていない2階建てであることから、これを優先し建て替えることで、震災時における地域防災力の要である消防団活動の充実強化を図る必要がある。	
			・松山市民会館の耐震化工事の実施	昭和40年に建設され、以後、コンサートや発表会などの数多くの文化催事に使われている松山市民会館が、安心安全に利用できるよう、耐震化工事に着手する必要がある。	
			・市営駐車場の耐震化	市営駐車場のうち、松山市中之川地下駐車場は昭和49年に開設、松山市二番町駐車場は昭和51年に開設された駐車場である。 都市計画駐車場としての役割を果たしているが、老朽化が進んでいるため、耐震化を含めた大規模修繕が必要である。	
			・耐震診断で補強が必要となっている公民館8館について、順次耐震改修を実施	公民館は地域の学習拠点や住民に身近なコミュニティ施設として重要な施設であることはもとより、災害時の避難所として指定されており、耐震診断で補強が必要とされている施設について、順次耐震改修を行っていく必要がある。	
			・公立保育所の耐震化を進め、安心安全な保育環境を整備	・平成18年度に公立保育所の耐震診断を実施し、補強の可能な園舎については、平成21年度までに補強工事を完了している。老朽化等の理由により、補強工事が難しい園舎については改築による耐震化が必要であるが、多大な経費が必要となり、また、公立保育所には国の補助が見込めないため、耐震化が遅れているのが現状である。今後、児童の安全・安心を最優先に考え、計画的に改築を実施する必要がある。	
			・既に耐震化計画を策定し、その計画に基づき耐震化に取り組んでいる教育施設・市営住宅などの建築物とは別に、その他の市有建築物について、平成23年11月に公共建築課が主となり作成した「市有施設耐震化推進計画書」を基本として、該当建築物の所管課など関係部署に働きかけながら、耐震化を推進	・平成7年に発生した「阪神淡路大震災」を機に耐震改修の重要性が認識され、耐震改修が推進されてきたが、昨年の「東日本大震災」では、さらに津波を含めた対応策についてさまざまな専門家の検討作業が進められている。 【松山市の状況】 ・教育施設については、平成18年度に「松山市学校施設耐震推進計画」を立案し、学習施設課において順次耐震化を実施している。 ・市営住宅については、平成19年度に「市営住宅耐震化推進計画」に基づき、平成21年度に「松山市公営住宅耐震改修に係る作業部会」を発足させ、住宅課において順次耐震化を実施している。 ・上記以外の市有建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、用途・規模により定められている「特定建築物」や、「松山市地域防災計画」で指定している「避難所施設」などの施設から順番に優先順位を設定し、該当建築物の所管課など関係部署に働きかけながら耐震改修に取り組んでいる。	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組
災害対策等の推進	浸水対策・がけ崩れ対策の推進	河川改修の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準用河川傍示川、長沢川、三反地川の早急な整備</li> <li>・国及び県に対し、一級河川及び二級河川の早期改修を要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、治水上特に重要な河川を準用河川に指定し、順次改修を実施しているが、準用河川である傍示川等の3河川については、いまだに整備が完了していないため、流域では度々浸水被害が発生している。よって、流域住民の生命と財産を守るため、早急に河川改修を実施する必要がある。</li> <li>・一級河川や二級河川で、流下能力が不足している箇所や堤防浸食などにより安全度の低い区間においては、壊滅的な浸水被害が懸念されることから、早急に河川改修を実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川改修の推進</li> <li>・計画的な護岸整備</li> </ul>
		浸水対策事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水被害を軽減するため、雨水管渠や雨水排水ポンプ場等の下水道事業を実施</li> <li>・浸水被害を軽減するためのソフト対策として、内水ハザードマップを作成、公表することによる住民の防災意識の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年6月の集中豪雨において、市内の116棟が床上浸水の被害を受けた。これを契機に、被害の大きかった市内10地区を重点地区と位置付け、雨水幹線や雨水排水ポンプ場の整備に取り組んでいる。現在事業を実施している重点地区以外においても、小規模ポンプ場や老朽化により排水能力が低下している施設があることから、排水系統の見直しや既存ポンプ場の能力精査等を行い、効果的な浸水対策を進める必要がある。</li> <li>・近年頻発するハード整備の基準を超える集中豪雨に対し、緊急かつ効果的に浸水被害の軽減を図るため、ハード整備のみならずソフト対策や自助の促進による被害の最小化が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨水管渠、雨水排水ポンプ場の整備</li> <li>○内水ハザードマップの作成</li> </ul>
		がけ崩れ防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の集中豪雨により、局所的な浸水被害が発生した箇所について、下水排水路や流末の小規模ポンプを優先的に整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田畑等の改廃に伴う遊水地の激減や断面不足等による排水不良のため、降雨時に浸水をきたし、市民生活に大きな影響を与えている。そのため、緊急度の高いところから、重点的・計画的に改良整備を行い、市民の生活環境及び環境衛生の改善を図る必要がある。</li> </ul>	
		がけ崩れ防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけ崩れの恐れがある危険箇所において、土地所有者の申請に基づき、がけ崩れ防災対策工事を実施</li> <li>・パトロールにより危険箇所の点検を行うとともに、住民へポスター・パンフレットを配布し、防災意識の啓発活動を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけ崩れにより、人家に重大な被害を及ぼす恐れがある箇所については、早急に対策工事を実施する必要がある。また、財政的制約の中で、緊急かつ効果的に土砂被害の軽減を図るためには、ソフト対策や自助の促進による被害の最小化が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がけ崩れ防災対策</li> <li>・がけ崩れ防止工事の実施</li> <li>・周辺住民への防災意識の啓発</li> </ul>

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組	
災害発生時における体制の整備	災害発生時の対応の迅速化	対策本部運営の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時から関係機関との連携を強化することにより、災害時においても迅速な対応を実現</li> <li>・訓練を通して本部運営事務の迅速化に努め、訓練での成果をもとに、より一層の効率化を実現</li> <li>・被害の軽減には、災害情報の収集、共有が必要不可欠であるため、新たな仕組みを構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の大規模災害の状況から、対策本部運営を充実・強化することにより、市民の生命、財産を災害から守るとともに、被害の軽減を図ることが明らかとなった。</li> <li>・被害情報の収集、共有は災害対応に重要不可欠であり、迅速な対応を実現するには新しい仕組みづくりが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対策本部の運営</li> <li>・災害対策・警戒本部設置及び運営</li> <li>・本部運営訓練</li> <li>○デジタル防災行政無線の整備</li> </ul>	
		情報伝達方法の多様化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波法の改正、設備の老朽化により防災行政無線のデジタル化を23年度から3か年で整備</li> <li>・防災行政無線を利用した機器からの情報収集</li> <li>・より多くの市民に緊急情報を伝えるための情報伝達手段の導入</li> <li>・衛星携帯電話の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の大規模災害の状況から、緊急地震速報や津波警報などの緊急情報を市内全域へ迅速かつ確実に伝達することにより、市民の生命、財産が災害から守られるとともに、被害の軽減につながる事が確認された。</li> <li>・防災行政無線、緊急速報メールや広報車などによる緊急情報の伝達はもとより、より多くの市民に確実に伝達する仕組みが必要である。</li> </ul>		
	災害発生時の体制づくり	国、県その他関係機関との連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等との連携強化</li> <li>緊急消防援助隊、県内広域消防相互応援体制の強化</li> <li>合同訓練の開催</li> <li>応援計画の見直し</li> <li>医療機関との連携市長部局等との連絡・連携体制強化</li> <li>・市長部局等との連携強化</li> <li>災害対策本部及び消防対策本部の迅速・的確な運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度には消防組織法が改正され緊急消防援助隊が法制化されており、毎年中国・四国ブロック合同訓練が9県により輪番で開催されている。</li> <li>・5年に1回、緊急消防援助隊の全国訓練が開催され技術・知識の向上につながっている。</li> <li>・毎年、特殊災害訓練を実施し、県、県警、災害派遣医師(DMAT)、周辺消防機関も参加し連携を図っている。</li> <li>・平成23年度に市医師会と災害派遣医師等に関し協定が結ばれたことから、大規模災害現場では医療機関との協力連携が重要であり、今後は、これまで以上に市福祉部局との連絡・連携体制の強化が求められる。</li> <li>・平成23年度に危機管理体制強化のため、これまで消防局が担当していた防災部門が市長部局へ移行したことに伴い、大規模災害時には初期の段階で活動する消防の活動状況その他の情報は迅速に危機管理部門へ提供する必要があり。また、危機管理部門で入手した情報も消防が現場活動する上で重要となる。</li> </ul>	○国、県、その他関係機関との合同訓練の実施	
	広域支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣職員の防災対策にかかるスキルアップ</li> <li>・被災自治体への支援により、南海地震発生時における本市の広域応援及び受援にかかるノウハウの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災による被災自治体の応急対策期が過ぎ、復旧復興期へと推移するなかで、今後、がれきの撤去やまちの復興作業に相当期間を要することから、被災自治体への本市職員の災害派遣の継続が予想され、本市職員の防災対策にかかるスキルアップが拡充される。</li> <li>・被災自治体への職員派遣や物資の支援により、今後30年以内に発生する確率が60%程度とされる南海地震発生時における本市の広域応援及び受援にかかるノウハウの向上につながるもの。</li> </ul>	○広域支援体制の強化	・被災自治体への職員派遣	
	医療救護体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時を想定し、医療関係団体との連携強化</li> <li>・想定される災害に速やかに対応し医療救護活動を実施するために、マニュアル等を策定</li> <li>・速やかな救護所の開設と医療救護班の配置調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における医療を確保するための基本的な考え方として、被災地内の医療機関は自らも被災者となる可能性が高いものの、被災地において最も早く医療救護活動を実施できる医療従事者でもあることから、医療機関においては防災マニュアルの作成、医療関係団体においては限られた時間に医療救護活動を実施するために、医療救護計画を策定していく必要がある。</li> <li>・災害時においては関係各機関の連絡手段の確保や迅速かつ正確な各種情報の把握、トリアージの実施、患者の搬送、医療施設間の連携、災害時要援護者の支援が重要となってくるため、松山市医療救護活動マニュアルを策定する必要がある。</li> </ul>	○医療救護体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係団体との連携</li> <li>・対応マニュアルの作成</li> </ul>	
地域防災力の向上	自主防災の充実・強化	自主防災組織の育成及び充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織ネットワーク会議の運営補助</li> <li>・自主防災組織の活動に対する財政的支援</li> <li>・災害時における自主防災組織相互の協力体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の結成は、市内の全域をカバーする100%となったところであるが、結成された組織が災害時においてより効果的な活動が行えるよう取り組む必要がある。</li> <li>・自主防災組織を統括するネットワーク会議を通じて効果的な支援を行い、地区連合会の機能と連携を強化し、自主防災活動の活性化を図る必要がある。</li> <li>・本市の防災士数は1,382名と、自治体別では全国1位となっているが、今後も関係機関と連携しながら更なる人材の育成強化を図るとともに、防災士としての資質の向上に取り組んで行く必要がある。</li> <li>・自主防災組織の防災士の配置率は87%であり、より実効性の高い防災活動を目指して更なる向上を図る必要がある。</li> </ul>	○自主防災組織の充実・活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織への財政的支援</li> <li>・防災士の養成</li> <li>・自主防災組織のネットワーク化</li> </ul>
		企業防災力の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災センターを一部改修し、実技訓練用機器を整備</li> <li>・事業所の防火管理者等に対し、実技訓練を取り入れた各種講習を開催し、「企業防災リーダー」を養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海地震の発生が切迫している。</li> <li>・東日本大震災では、地域企業の建屋が津波の退避所として多くの住民の命を救い、また、企業活動の再開が雇用維持や生活再建の大きな足掛かりとなるなど、企業が地域防災に与える影響が大であった。</li> <li>・消防法の改正により、大規模な防火対象物には防災管理者や自衛消防組織の設置が義務付けられたが、大規模事業所に加え、中小の事業所にも有事の際に防災設備等を効果的に活用し、初期消火や避難誘導の指示ができる「企業防災リーダー」の養成が必要である。</li> <li>・「企業防災リーダー」の養成には、防災設備等を実際に操作するための訓練施設が必要である。</li> <li>・市民意見交換会でも「学校・企業等における初動体制の確保」という意見が出されている。</li> </ul>	○企業防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実技訓練施設の整備</li> <li>・防災管理者等企業防災リーダーの養成講習の開催</li> </ul>
	石油コンビナート事業所の防災力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係事業所間の「共助」による防災力の充実強化</li> <li>・関係事業所と消防機関との連携強化及び合同訓練の充実強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防庁から「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」の検討結果を踏まえた地震・津波対策の推進について通知があり、それに基づく関係事業所への指導が必要である。</li> <li>・平成23年中の市内危険物施設関係の事故件数は6件で、その内5件が石油コンビナート区域で発生したものであり、石油コンビナート区域の事故防止及び安全対策は急務である。</li> <li>・一般火災等に比べ、石油コンビナート区域での火災等は、周辺住民や報道の関心が高い。</li> </ul>	○石油コンビナート事業所の防災力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入り検査・是正指導</li> <li>・安全対策セミナー、合同訓練の実施</li> </ul>	
	学校における防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に児童生徒を守るための教職員の防災士養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が学校にいる間に大規模災害等が発生した場合、教職員が児童生徒を守らなければならないが、そのための知識を習得し適切な対応をするため、また、平常時においても防災・避難等に対する専門的かつ高度な訓練等を行い、安全・安心な学習環境を確保する必要がある。</li> </ul>	○学校における防災士養成	・各校2名程度の教職員の資格取得	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組
地域防災力の向上	防火・防災意識の向上	防火・防災意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災センターの整備(充実)</li> <li>・防火・防災イベントの開催</li> <li>・防災教育の実施</li> <li>・応急手当の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東南海、南海地震の発生が危惧されており、東日本大震災を教訓に市民の消防防災に関する意識が高まっている。</li> <li>・現状の防災センターは、建設後12年以上が経過し、老朽化が進んでおり、他都市の防災センターと比較しても設備等において劣っている。</li> <li>・多くの市民が防災センターを利用することで、松山市の過去の災害等を知り、防災意識の普及啓発に大きく寄与し、大規模災害時における自助共助の精神を助長させることができる。</li> <li>・住宅用火災警報器の設置や救急車の適正利用など、適切に市民への周知を図る必要がある。</li> <li>・新たに一般市民等による応急手当普及員を養成し、市民が市民を指導することで応急手当がより身近なものとして受け入れられ、救命効果の更なる向上につながるものである。</li> <li>・平成14年から市民参加型のイベントとして毎年「みんなの消防フェスタ」を開催し、毎回約1万人の参加を得ており、一定の効果は出ているが、予算・開催会場の関係からイベント内容が一部マンネリ化しているため、見直しを図ってより充実したものとする必要があり。</li> <li>・幼少期からその発達段階に応じた防災教育により、「命の大切さ」や災害に対する心がけと自らの安全を守る方法を学ぶとともに将来の地域防災力を担う人材の育成を目指す必要がある。</li> <li>・防災教育を受けた園児や児童を通して、周囲の人達の防災についての理解を深める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防火・防災意識の普及啓発</li> <li>・防災センターの整備(充実)</li> <li>・防火・防災イベントの開催</li> <li>・防災教育の実施</li> <li>・応急手当の普及啓発</li> <li>・防災講演会の実施</li> <li>・防災力キャンペーン</li> <li>・防災ポスター募集</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災キャンペーン等により市民へ防災意識の啓発推進</li> <li>・災害対策指導監による地域住民等への講演会の積極的な推進</li> <li>・防災ポスター募集(市内小・中学生対象)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで松山市は、災害の少ない土地だといわれてきたが、必ず起こるであろう大地震や豪雨等による災害の危険性は高まっており、さらに市民一人ひとりの防災意識を高揚し日頃からの備えの大切さを啓発する必要がある。</li> </ul>	
		住宅用火災警報器未設置世帯への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報媒体を活用した設置促進</li> <li>・市民と接する機会に設置促進活動を実施</li> <li>・各戸訪問等による未設置世帯への設置促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年に消防法が改正されたことに伴い、平成17年に松山市火災予防条例を改正し、平成18年6月から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたが、既存住宅は平成23年5月末日まで猶予期間があり、平成23年6月から設置が完全義務化となったもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅用火災警報器未設置世帯への普及啓発</li> <li>・独居高齢者世帯等への訪問指導</li> <li>・住民説明会・防火イベントの実施</li> </ul>
		多様な防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市総合防災訓練の実施</li> <li>・各種図上型防災訓練(風水害、地震対応型)の実施</li> <li>・各部局対応型訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的かつ計画的な防災対策を推進するために、住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等、市民の自主的な防災活動の誘発を促しつつ、災害による人的、経済的被害を軽減する減災への備えを充実し、市民の生命、身体及び財産の保全を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練の実施</li> <li>・松山市総合防災訓練</li> <li>・水防工法訓練</li> </ul>
		住宅の耐震化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震診断補助事業を実施し、住宅の耐震化を促進(平成16年度より実施)</li> <li>・木造住宅耐震改修等補助事業を、平成23年9月に創設し、改修工事費、改修設計費、及び工事監理費用について、一定の補助を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成7年1月の阪神・淡路大震災を受けて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定され、平成10年3月に「松山市既存建築物耐震改修促進実施計画」を策定し、平成20年4月に「松山市耐震改修促進計画」に改定し、建築物の耐震化に取り組んでいる。</li> <li>その中で、本市の平成20年の耐震化率は、住宅全体で69.2%(木造住宅は62.2%)と推定しており、平成27年度目標値80%に対し耐震化が進んでいない状況である。</li> <li>さらに、東日本大震災を受けて、国、県が耐震化計画の見直しを行っており、愛媛県が、平成32年度に、住宅・建築物の耐震化率の目標を90%に定め、事業を推進することになっている。</li> <li>松山市としても、南海地震等による建物の被害を軽減するため、より一層の耐震化の促進が必要である。</li> <li>平成16年度より、民間木造住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建ての木造住宅を対象に、耐震診断補助事業を実施している。平成23年度までに、626戸がこの事業を活用し、その内150戸については耐震改修工事を実施済。</li> <li>平成23年9月に木造住宅耐震改修等補助事業を創設し、改修工事費、改修設計費、及び工事監理費用について、一定の補助を行うことにより、より一層の耐震化の促進化を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木造住宅耐震診断・改修に対する補助</li> </ul>

【大項目】安全に暮らせる環境をつくる

【現状と課題】

市民が安全に安心して暮らせるまちにするには、消防や救急、防犯をはじめとして、日常生活のあらゆる場面における不安が解消されることが不可欠です。

特に、消防・救急体制の充実については、市民アンケートでも重点的に取り組むべき項目とされていますが、地域における消防や防災の担い手となる消防団員は、全国的に減少傾向にあります。松山市においても、消防団員のサラリーマン化や高齢化、地域の過疎化など、環境変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されています。そのため、全国に先駆けて、能力や事情に応じて特定の活動に従事する「機能別消防団員制度」を導入し、ライフスタイルに合わせて活動しやすい環境を整備していますが、今後も消防団員を確保するための取組を重点的に進めていくことが求められています。

また、救急出場件数は年々増加していますが、松山市では、高規格救急自動車や高規格救急資機材の整備を行うとともに、現場観察、判断、処置および病院選定など、救急隊員による一連の救急活動の質の向上に努め、救命率の向上を図っています。一方、防犯については、「松山市安全で安心なまちづくり条例」を制定し、市民や事業者と連携しながら安全なまちづくりを推進していますが、人口当たりの刑法犯認知件数は他の中核市や周辺市と比べても多く、一層の対策が求められています。

市民に最も身近な問題である食品に関する安心・安全の確保には、特に高い関心が寄せられています。近年、食中毒や産地偽装、輸入食品の残留農薬などに関する大きな事故や事件が多発していますが、松山市では、「松山市食品衛生監視指導計画」に基づき、松山市衛生検査センターにおいて細菌検査、食品添加物検査、残留農薬検査等を実施してきたほか、食品関連事業の従事者や一般市民に対する食品衛生講習会を実施するなど、その対策に努めてきました。今後も食の安全の確保に向けた取組を継続的に実施することが求められています。

安定した水の供給は、松山市が抱える大きな課題の一つです。現在の水源だけでは、湯水時に安定した水が供給できないため、現在、黒瀬ダム(西条市)からの分水に取り組んでいます。平成22年9月には、愛媛県、西条市、新居浜市とともに「水問題に関する協議会」を設置し、加茂川及び黒瀬ダムの水の有効活用等について、科学的データに基づいた客観的な検討・協議を行っているところです。また、市民に安全な水を供給するため、水道の水質管理体制をさらに充実させる必要があります。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組
消防・救急救助体制の整備	消防・救急救助体制の充実	体制の強化	・消防体制の検討(検討会開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区域内における消防責任は、当該市町村にある(消防組織法)。</li> <li>・通常の火災や救急事案のほか、大規模な地震等の自然災害や、著しく複雑化、多様化、高度化している災害に対応できる装備・資器材をはじめとする消防体制の充実強化が喫緊の課題となっている。</li> <li>・科学技術の進歩に伴い、高度な専門知識が要求される特殊災害の発生が増加傾向にあり、特異事案に迅速、的確に対応できる部隊の育成が必要となっている。</li> <li>・救急出場件数が年々増加している中、救急隊員が行う現場観察、判断、処置および病院選定など、救急活動の質を高め、救命率の向上を図ることが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消火・救急・救助業務</li> <li>・隊員の技能・知識の向上</li> <li>・体制検討会の開催</li> </ul>
		機材・車両等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防、救急、救助装備資器材の充実</li> <li>・計画的な消防車両の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島嶼部有人9島や沿岸域において、迅速かつ的確な消防救急活動を実施し、市民の安全安心を図るため、消防救急艇を常時運行可能な状態に維持管理する。</li> <li>・通常の火災や救急事案のほか、大規模な地震等の自然災害や、著しく複雑化、多様化、高度化している災害に対応できる装備・資器材をはじめとする消防体制の充実強化が喫緊の課題となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機材・車両等の整備充実</li> <li>・消防車両・消防救急艇・資機材の維持、更新</li> </ul>
		情報収集・伝達手段の高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防救急無線の高度化及びナロー化</li> <li>・画像伝送システムのIP化及びデジタル化</li> <li>・消防通信指令管制システムの高機能化を図るための調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防救急無線は、電波法関係法令の改正により、アナログ方式による使用期限が平成28年5月末日までとされたことから、デジタル方式への移行が必要である。</li> <li>・消防庁及び緊急消防援助隊間の情報共有と緊急消防援助隊の広域的な情報収集体制を強化することが求められている。</li> <li>・画像伝送システムは、近年の高度多様化する情報化社会に対応したIP型データ伝送及びデジタル映像伝送などの高度化が求められている。</li> <li>・消防通信指令管制システムの経年劣化等により、システム障害が発生するなど、今後の消防活動の機能維持に支障を来すことが懸念されている。</li> <li>・大規模災害時等において、迅速かつ的確な出動指令・無線運用及び災害情報の管理を図るため、消防通信指令管制システムの更新による高機能化をはじめ、二次指令管制システムの確保や、新たな通信指令センターの整備などに関する調査研究が必要である。</li> </ul>	○消防救急無線のデジタル化
	火災予防指導等の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物及び危険物施設等への適正な指導の徹底</li> <li>・立入検査及び違反処理体制の充実強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福山市のホテル火災や山口県で発生した石油コンビナート火災については、発生に至るまでの過程で行政が適切に指導を行っていたかについて、社会的責任等を問われていることから、立入検査や違反処理体制の充実を図り、違反事実に対して迅速に命令・指導等を行う必要がある。</li> <li>・防火対象物や危険物施設は、消防法に基づき審査を行う必要があり、適正な指導等を行うことが重要である。審査事務に関しては専門的知識を有する職員が必要不可欠なことから、長期的な視野に立った職員育成を計画する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象事業所に対する立入り検査、是正指導</li> <li>○指導業務に携わる職員の育成</li> <li>・予防技術資格者の養成</li> </ul>	
地域消防力の強化	消防団の充実強化	消防団の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災を教訓に、大規模災害時における地域防災力の要となる消防団員の更なる確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災においては、迫りくる津波の中、勇敢にも活動にあたった200名近くの消防団員が殉職しており、大規模災害における常備消防力の限界を痛感するとともに、あらためて、地域に根差した消防団の存在は欠かすことができないものと認識されている。</li> <li>・このような中、全国的に消防団員は減少しており、昭和20年代には200万人いたが現在では88万人となっている。</li> <li>・本市においても、消防団員のサラリーマン化や高齢化、過疎化など、消防団員を取り巻く環境変化が進んでおり、将来的に消防団員は減少することが予測されるため、これにいち早く対応するため、全国に先駆けた「機能別消防団員制度」を積極的に導入し、消防団員の入団しやすい環境整備を図るとともに、平成24年度からは新たに「まつやま だん 団プロジェクト」消防団員応援事業を立ち上げ、消防団員の地位向上と消防団員になることのメリットを感じられる仕組みを整えている。</li> <li>・今後においても更なる消防団員確保策を重点的に進めることが重要とされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団の充実強化</li> <li>・団員の技能・知識向上のための研修実施</li> <li>・消防団車両・資機材の維持、更新</li> <li>・団員確保のための環境整備</li> <li>・入団促進と普及啓発</li> </ul>
		女性防火クラブの充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性防火クラブの活動に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性防火クラブは家庭の主婦を中心として、93,589名のクラブ員で組織され、それぞれの地区における防火の要となっている。</li> <li>・女性防火クラブがそれぞれの地区で行う研修会等を通してクラブ員の防火・防災意識の高揚を図るとともに、市民へも波及効果を与えることができるよう、各種事業を推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性防火クラブの充実強化</li> <li>・活動に対する財政的支援</li> </ul>

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組
生活安全対策の推進	犯罪のないまちづくりの推進	防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯の必要性や対策等の情報発信</li> <li>地域防犯施設の整備</li> <li>自主防犯活動への支援</li> </ul>	松山市防犯協会と松山東・西・南地区の各防犯協会と連携して、安全で安心なまちづくり活動を推進している。特に、防犯灯設置に対する助成制度は、夜間における犯罪・事故を未然に防止するために果たす役割は大きい。 犯罪の広域化・複雑化に対応して、地域住民と連携を密にし、地域団体の防犯活動を支援することで、安全で安心なまちの実現を目指す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯意識の普及啓発</li> <li>イベントでのPR</li> <li>防犯施設の整備</li> <li>防犯灯設置に対する補助</li> </ul>
		防犯関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯関係機関への協力支援</li> </ul>	犯罪の広域化・複雑化に対応して、防犯関係機関と連携を密にし、協力して活動することで、安全で安心なまちの実現を目指す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯関係機関との連携</li> <li>地区防犯協会、更正保護司会等への財政的支援</li> </ul>
		市民や事業者と連携した安全で安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>松山市安全で安心なまちづくり会議の開催</li> <li>安全で安心なまちづくり活動</li> </ul>	市民が安全にかつ安心して暮らすことのできるまちづくりを推進し、安全な地域社会を実現する。松山市安全で安心なまちづくり条例に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働で安全で安心なまちづくりに取り組む必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民との協働による安全安心なまちづくり</li> <li>市民会議開催による意見聴取</li> <li>歩きタバコ防止指導及び啓発</li> <li>市内中学校でのインターネット安全教室の開催</li> </ul>
交通安全対策の推進	交通安全教育の推進	交通事故被害者の救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>松山市交通事故相談所の設置</li> <li>松山市市民交通傷害保障事業の実施</li> </ul>	交通事故相談所は昭和48年6月に要綱設置。交通事故相談や関係援護機関等へのあつせんを実施している。 市民交通傷害保障事業は、交通事故により傷害を受けた者を救済するため、松山市市民交通傷害保障条例を設け、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としている。 加入者には高齢者が多く、低額で加入できる他の制度が無いことなどから、これら交通弱者を支えている。加入者は減少傾向にあるが、こうした福祉の増進への寄与の観点から存続としているものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故被害者の救済</li> <li>松山市交通事故相談所の設置</li> <li>松山市市民交通傷害保障事業の実施</li> </ul>
		交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児から中学生を対象に参加体験型の交通安全教室を実施するとともに、全市民を対象とした、年代別のステージに応じた、交通安全情報の提供と正しい交通ルールの実践を促すための広報啓発活動を実施</li> </ul>	国にあつては、全国での交通事故死者数を平成27年までに3000人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目標に掲げ、愛媛県においても同計画を受けて、平成24年は「アンダー60」の目標のもと、交通安全施策を展開している状況にある。 依然として他県に比して高い割合で推移している高齢者関与の交通事故に対する対策を進めながら、近年問題となっている自転車利用者のルール・マナーの遵守についても、社会的な関心の高まりを受け、本市としても、正しい交通ルールの周知と、マナー遵守の啓発を積極的に展開する必要がある。 道路交通への関与は、幼年期に始まり、家庭から幼児教育の現場、学校から社会に至るまでの各世代において関わり方は異なるものの、人命尊重の理念の下、各ステージにおいて、各々がルールを守り、実践する必要があることから、幅広い啓発活動が必要とされているものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教育の推進</li> <li>園児、児童、高齢者対象の交通安全教室の開催</li> </ul>
消費者行政の推進	安心な消費生活のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談の実施</li> <li>消費生活の情報発信と啓発</li> <li>消費者団体等の育成</li> <li>特定計量器の検査、取締、指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者基本法並びに消費者安全法に基づき、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談対応やあつせんを行う必要がある。また、景気低迷による個人所得の減少等により多重債務者の増加が社会問題となり、今後の生活に不安を感じる人も多くなっていることから、専門家によるアドバイスや、関係機関への引き継ぎを行うことで、早期の生活再建に努める必要がある。</li> <li>消費者被害発生を未然防止や市民の真に豊かな暮らしの実現を目指し、各種情報提供や講座等による啓発活動を実施している。</li> <li>消費者団体は消費生活に関する研究・研修などに自ら取り組んでおり、活動結果はトレイのリサイクル運動等市内でも根付いているものが多い。また、団体の活動により本市における消費者の意識が高まることが期待される。</li> <li>市民の消費者意識をくみ取ることが消費者行政を行う上で不可欠であることから、消費生活に関心のある市民をモニターに起用し、直接意見・要望・苦情などを把握している。</li> <li>商店や工場、病院等で使用する計量器が不正確であった場合、取引や証明に対する信頼が損なわれ、消費者が不利益を被ることもある。</li> <li>そのため、『取引又は証明』に特定計量器を使用する者には計量法第19条により2年に1回の公的な定期検査の受検が義務付けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談の実施</li> <li>相談窓口の設置</li> <li>消費生活の情報発信と啓発</li> <li>イベントや消費者教室の開催</li> <li>消費者団体等の育成</li> <li>実態調査、研究の委託</li> <li>特定計量器の検査、取締、指導</li> </ul>	
		相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員と担当職員のスキルアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、県や国民生活センターの研修等を利用し、相談員等のスキルアップに努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談員や担当職員のスキルアップ</li> <li>国民生活センターの研修等への参加</li> </ul>

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組
良好な衛生環境の維持	食の安全の推進	食品検査の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>「松山市食品衛生監視指導計画」にて、収去検査(市中に流通する食品の安全性を評価、検証するための検査)に関する計画を策定</li> <li>市民からの食品の放射性物質相談検査の実施</li> <li>大規模食鳥処理場における食鳥検査の実施</li> <li>家庭用品の試買試験の実施</li> <li>食品等の細菌検査、食品添加物検査、残留農薬検査等事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、食品に関する大きな事件、事故が多発しており、市民から食品の安全・安心が強く求められている。このため、食品衛生法等に基づき収去検査、放射性物質検査等を実施し、食品の安全性の確認、健康被害の発生防止等を図る必要がある。</li> <li>食品に対する不安解消や、食の安心・安全を図るため、市民からの委託を受け、食品等の細菌検査、食品添加物検査、残留農薬検査等を、食品衛生法に基づく食品衛生検査施設である松山市衛生検査センターで実施している。</li> <li>受託事業継続の検討については、検査件数が減少傾向にあり、食品衛生法による民間の登録検査機関も整備充実されていることから、今後検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品等収去検査の実施</li> <li>実態に即した検査計画の見直し</li> <li>業者から食品等を収去、検査の実施</li> </ul>
		食品営業者への指導及び衛生検査の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>食中毒を未然に防止するため、業者に対する食品衛生監視の強化</li> <li>各種メディアを用いた効果的な啓発(パンフ、ホームページ、メディア)</li> <li>各種講習会での啓発を強化</li> <li>保菌検査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、食品等に関する様々な相談が市民から寄せられている。このため、重点的に監視すべき施設への目標立入回数、監視指導項目、一斉取締り期間等を具体的に設定し、効率的な監視を実施するとともに効果的な啓発活動を実施し、食品による健康被害の発生を防止する必要がある。</li> <li>保菌検査は、主に飲食店や食品製造業者等からの委託を受け、検査を実施しており、それにより、食に対する安全確保や、市民の生活衛生の向上を図っている。</li> <li>保菌検査の実施は市民が安全に暮らせる環境をつくることに繋がっており、引き続き事業を推進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生監視の強化</li> <li>業者への立入り検査、指導</li> <li>営業許可事務</li> <li>衛生意識の啓発</li> <li>講習会やメディアを活用した意識啓発</li> </ul>
		食中毒への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>食中毒が発生した際、原因究明のための迅速な調査および検査の充実</li> <li>食中毒発生時に、各種原因菌等を特定するための遺伝子検査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食中毒は全国的に多発しており、松山市においても毎年度発生しているため、食中毒に対する適切な対応が求められている。食中毒疑いの情報を探知した場合は、迅速な原因究明調査及び原因となった食品を排除するための適切な措置を講じ、また効率的、効果的な検査を実施する必要がある。</li> <li>食中毒等、食品の安全にかかる事例の発生によって、市民の食品に対する関心も高く、食品衛生にかかる試験検査の位置づけも重要になっている。</li> <li>食中毒や感染症の発生時には、遺伝子検査を実施し、市民生活の安全・安心を図っている。</li> <li>遺伝子検査は、年々、検査技術が高度化し、検査方法も多様化してきており、食中毒の拡大防止のためにも、引き続き事業を推進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食中毒対策</li> <li>原因究明のための調査、検査</li> <li>原因者への行政処分</li> <li>予防知識の普及啓発</li> </ul>
	生活衛生の向上	生活衛生施設等の衛生水準の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生施設に対する立入検査(監視指導)の実施及び衛生確保の推進</li> <li>入浴施設に対するレジオネラ属菌行政検査の実施</li> <li>薬剤耐性ユスリカ対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生施設は、市民の日常生活に密接なかかわりを持ち、その衛生対策は重要である。そのため計画的に立入検査(監視指導)を実施し、施設の衛生確保に向けた営業者の意識向上を図る必要がある。</li> <li>平成14年度以降、入浴施設等におけるレジオネラ属菌の感染防止対策が全国的に重要視されるようになった。松山市においても施設への立入検査(監視指導)や浴槽水のレジオネラ属菌行政検査の実施等により、営業者のレジオネラ属菌対策に対する認識を高め、施設の衛生確保に努めてきた。しかしながら行政検査での陽性率は、当初一定の減少がみられたものの、近年は横ばい状態が続いており、今後も継続して取り組む必要がある。</li> <li>平成23年度に第2次一括法が交付されたことを受け、平成24年4月1日から松山市(理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法)施行条例が施行されたため、条例内容の周知を図る必要がある。</li> <li>温泉法に基づく温泉利用許可施設、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)に基づく特定建築物届出施設等に対しても、計画的な立入検査により、衛生推進の啓発が必要である。</li> <li>近年松山市内の河川等で発生するユスリカには特定の薬剤にする耐性が生じている可能性があり薬剤の効果が低減している状況が見受けられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生施設の監視指導</li> <li>クリーニング所、遊泳用プール等への立入検査、指導</li> </ul>
	斎場、霊園の整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営墓地及びロシア人墓地の適正な維持管理</li> <li>市営の斎場の適正な運営・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横谷霊園以外の市営墓地は、旧道後村・旧垣生村等の市町村合併に伴い市営墓地として移管替えとなったもので、地元住民の協力のもと維持管理を行っているが、老朽化が進み崖崩れ対策等の必要が生じている。</li> <li>墓地の一部には無縁墳墓等と思われる区画が散在しており、墓地の有効活用を図るため、区画の整理を行い再貸付を行う必要がある。</li> <li>斎場においては、営業に支障のないように適正な維持管理を行うとともに、年々老朽化が進んでいることから、営繕工事を行い、施設の延命化を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営墓地・斎場の運営、管理</li> </ul>	
	動物の適正飼育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>不妊・去勢手術の推進</li> <li>飼い主への返還の推進</li> <li>譲渡の推進</li> <li>動物愛護等に係る啓発の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、動物愛護にかかる機運の高まりがある。</li> <li>不適正な飼育により地域における糞の放置、鳴き声等の苦情は後を絶たず、所有権放棄や迷子動物などの理由により保健所に引き取られる動物は相当数に上っている。また、引取られた動物の飼い主への返還並びに新しい飼い主への譲渡数は伸び悩んでおり、最終的に処分される動物数の著しい減少は認められない。そのため、命ある動物の生存を1頭でも増加させるために、返還率、譲渡率の向上を目指し、各種施策を展開する必要がある。</li> <li>狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、人間と動物が共に安心して暮らせる地域づくりを目的とした飼い主への適正飼育などの指導や啓発活動、一頭でも多くの動物の命を救うことを目的とした各種活動を愛媛県と密接に連携し、引き続き積極的に実施していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護の推進</li> <li>不妊・虚勢手術費の補助</li> <li>愛犬のしつけ方教室等各種イベントの開催</li> </ul>	
感染症対策の推進	感染症の予防・感染症発生時の拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の流行状況を把握するため、市内24か所の医療機関において感染症発生動向調査を実施</li> <li>感染症を予防するため、市のホームページ・広報・テレビ等の媒体を活用し、市民への普及啓発を実施</li> <li>感染性胃腸炎(ノロウイルス)等に対しては、各社会福祉施設等への注意喚起文書の送付や講演会・マスメディアでの啓発を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、SARS・鳥インフルエンザ・豚由来の新型インフルエンザの発生があったように新しい感染症が出現している。また、松山市でも毎年様々な種類の感染症患者が発生しており、それらに対する迅速な対応が求められている。</li> <li>感染症法に基づき、結核の早期発見・早期治療、感染症発生及び集団発生時における疫学調査を実施し、感染症の拡大防止に努める必要がある。</li> <li>感染症発生動向調査とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて、各都道府県、政令指定都市、中核市等がそれぞれの地域における患者情報及び病原体情報を収集・解析し、これらの情報を関係機関に公表するものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策</li> <li>発生動向調査の実施</li> <li>各種メディアを活用した普及啓発</li> <li>社会福祉施設への注意喚起</li> </ul>	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)24年度における主要取組
安定した水の供給	水資源の開発	新規水源の開発	・不足水量に見合う新規水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度を目標に策定した長期的水需給計画(基本計画)において、渇水時にも安定した水を供給するためには、1日当たり48,000立方メートルの水が不足することを示した。</li> <li>・この不足水量に対処するため、19の方策を比較検討した結果、現在は、西条市の黒瀬ダムからの松山分水に取り組んでいる。</li> <li>・平成22年9月には、愛媛県、西条市、新居浜市及び本市の4者による、「水問題に関する協議会」が愛媛県を事務局として設置され、加茂川及び黒瀬ダムの水の有効活用等について、科学的データに基づき、客観的な検討・協議を行っている。</li> <li>・分水の実現には、地元西条市の理解・協力が不可欠であることから、今後とも、上記協議会において西条市の水を守ることを最優先に協議を進め、分水の事業化に向けた環境整備を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規水源開発に向けた環境整備</li> <li>・国、県、関係自治体等との協議</li> <li>・市民等への説明会の開催</li> </ul>
	水質管理及び渇水時・緊急時の対応強化	水質の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道GLP(Good Laboratory Practiceの略称で「優良試験所規範」と訳され、水道水の水質検査の精度及び信頼性を保証する規範)の更新</li> <li>・水安全計画、水質検査計画に基づく水道水質の管理</li> <li>・貯水槽及び給水装置の安全性の向上</li> <li>・臭気物質対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。</li> <li>・これまで積み上げてきた水道への信頼を今後も継続・発展させていくために、水質管理体制を充実させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水質安全対策</li> <li>・北条上水クリプトスポリジウム対策</li> <li>・石手川ダム水源の臭気物質対策</li> <li>・飲料水等の水質検査の実施</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の衛生的な管理指導</li> <li>・飲料水等の水質検査の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設設置者は、水質の保全に必要な対策を講じ、利用者の健康を守る責務がある。その対策の実効性を高めるため、水道施設設置者に対し、水質試験結果に基づき適切な指導を行う。</li> <li>・飲料水の水質検査は、主に井戸を使用している市民や飲食店等の事業者からの委託を受けて実施しており、それにより飲料水の安全確保を図っている。</li> <li>・検査の実施は市民が安全に暮らせる環境をつくることに繋がっており、引き続き事業を継続していく必要がある。</li> </ul>	
		渇水時・緊急時における水源の確保	・渇水等時緊急時における相互応援協定の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常渇水時における応急給水等、緊急時における応援活動について、中予地区3市2町(松山市、伊予市、東温市、松前町及び砥部町)は「渇水等緊急時における相互応援協定」を締結し、日頃から節水対策、水道用水の安全管理並びに水資源の保全及び有効利用等に努めることとしている。</li> <li>・事務局を務める本市は、今後とも関係市町と常に情報交換を行うことで、この協定の円滑な運用を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相互応援協定の運用</li> <li>・協定自治体との情報交換</li> </ul>